

(別紙2)

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 岡橋純子

本論文『都市文化遺産の保全に関する一考察—その概念形成、フランスの事例と国際協力の課題—』は、ユネスコの職員として文化遺産の保全に携わってきた経験をもつ筆者が、今日の都市社会が過去から継承した固有の文化遺産を破壊することなく、いかにしてその価値を活かし続けることができるかという実践的課題に取り組んだものである。全体は序論、第一章から第五章、および結論から成る。

まず序論では、物理的存在としての都市空間よりも、あくまでそこに暮らす人間を主体としてとらえた保全政策の可能性を追求するという基本的な姿勢が述べられた後、ある国で実施された制度や政策が他の地域において持続可能なものとして受け入れられるためにはいかなる条件が必要かという、本論文の主要な課題が提示される。

第一章「文化遺産と都市 概念の交差」では、ヨーロッパ中世から現代に至る「文化遺産」概念の形成史が、人文主義、ナショナリズム、産業革命、ロマン主義といった種々の言説の潮流や社会現象との相関関係を視野に入れつつ、詳細に跡付けられる。とりわけ筆者は、フランソワーズ・ショエによる都市の歴史性の分類、すなわち①記憶的、②歴史的、③歴史構築的、という三つのとらえ方に立脚し、文化遺産としての都市空間の価値を三者の相関性のうちに見出そうとする。

第二章「国際的見地における文化遺産の規範 普遍性、多様性と持続可能性」では、1972年のユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択されるに至る経緯が説明された後、その基本的基準となる「顕著な普遍的価値」(OUV)、とりわけ「真正性」authenticity と「完全性」integrity をめぐる議論が紹介され、現に住民が生活している都市それ自体が世界遺産リストに登録されるケースについて、経済活動の持続と環境保全との両立がいかにして可能になるかという問題が考察される。

第三章「フランスの歴史的都市空間保全制度」では、フランスの都市空間保全に大きく貢献することとなった1962年のマルロー法成立に至る経緯が説明された後、特に「保全活用プラン」(PSMV)と呼ばれる制度を中心に、その具体的内容と課題が図版などの視覚的資料も交えながら詳細に示され、これを補完する「建築都市景観的文化遺産保護区域」(ZPPAUP)や、その管理に重要な役割を果たす「フランス建築監視館」(ABF)の機能についても解説が加えられる。

第四章「ボルドーの事例」では、2007年に「月の港」という呼称のもとに世界遺産に新規登録されたボルドーを例として、都市全体が世界遺産に指定されることにもなう諸問題が考察される。筆者は特に、都市の周辺に広大な緩衝地帯が設定されていること、公共交通としてのトラムが復活されたこと、中心部の歴史的市街地区において住民が文化遺産と共存できるような住宅政策が推進されたこと、さらに教育を通して歴史的価値への自覚が涵養されていることなどを、重要な成功要因として挙げている。

第五章「都市文化遺産保全の国際協力 ルアンプラバンにおける事例」では、都市形成のあり方がヨーロッパとはまったく異なる文化圏での都市保全の例として、1995年に世界

遺産に登録されたラオスの古都、ルアンプラバンがとりあげられる。ユネスコとフランスの共同イニシアティブによる保全活動は、特にメゾン・デュ・パトリモワンス（文化遺産センター）と呼ばれる現地事務所を拠点として推進され、いくつかの課題を残しながらも、国際協力の成功例として多くの成果を挙げたと評価される。

最後に「結論」で、筆者は都市文化遺産の保全にとってはまず住民による理念と価値観の共有が必要であること、歴史的都市空間の保全には規制や保護だけでなく、進化発展を前提とした包括的な政策が求められること、そして国際協力にあたっては各地域に固有の文化的・経済的・社会的文脈の尊重が不可欠であることを強調している。

本論文のおもな成果、および美点としては、次の点が挙げられる。

- 1) 文化遺産としての都市空間の保全は、学問的には歴史学・政治学・社会学・都市計画等、複数の領域にまたがる複雑な問題であると思われるが、これを特定の方法論に縛られることなく、筆者の実務経験に基づいた視点から分析し、その現状と課題を明らかにしたこと。
- 2) フランスの文化遺産政策に関する膨大な資料を明快に整理し、年表や図版を効果的に利用しながら、素人の読者にもわかりやすい形で客観的な情報を提供したこと。
- 3) 特にボルドーとルアンプラバンという具体的な事例を詳細に検討し、両者の成功要因と課題を多面的に分析したこと。
- 4) 全体として、単に紙の上で思考した思弁的な論文ではなく、実地経験を最大限に活かした実践的考察たりえていること。おそらく筆者はこの成果を自らの今後の活動に還元していくものと思われるが、これは社会人的な視点に立脚した地域文化研究のひとつの方向を示した仕事としてきわめて有意義である。

その一方、審査の席上ではいくつかの問題点も指摘された。

- 1) 都市計画論として見た場合には、参照すべきいくつかの基本文献が脱落している。この点に関しては可能なら補充・修正されることが望ましい。
- 2) 面的な広がりをもつ文化遺産としての都市について、「真正性」authenticity と「完全性」integrity の概念、特に後者をめぐる議論が不十分である。
- 3) 「文化遺産」の存在が前提となっていて、都市がなぜ文化遺産としてとらえられるようになったのかという経緯が十分に説明されていない。
- 4) 第五章のルアンプラバンの事例は国際協力一般の問題であり、得られた結論は今では前提となっている。むしろ失敗例についても扱うべきではなかったか。
- 5) 文化遺産の保全は単なる物質的な保存にとどまらず、記憶を創出する行為としての側面をもっているはずだが、そうした理念的側面への言及が乏しい。

しかしながら、これらの問題点はいずれも本論文の本質的な価値を損なうほどのものではなく、むしろ筆者が今後もなお継続していくであろう実務経験の中で克服されていくべき課題としてとらえられるべきものである。

したがって、本審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。